

(別紙3)

## 平成25年度 指定管理者業務実績シート

作成年月日 平成26年6月9日

部	榎法華支所	課	市民福祉課
---	-------	---	-------

施設名・所在地	函館市元村会館(元村町114番地), 函館市富浦会館(富浦町135番地5) 函館市島泊会館(島泊町111番地1), 函館市新八幡町会館(新八幡町71番地1) 函館市新浜町会館(新浜町170番地2), 函館市銚子会館(銚子町46番地2)		
設置条例	函館市地域会館条例		
指定管理者名	榎法華地区町会連合会	指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
指定管理者の特別な要件	なし	選定区分	公募 <b>非公募</b>
設置目的	市民に集会, 学習, 交流等の場を提供することにより, 地域活動の促進を図り, もって良好な地域社会の維持および形成に寄与するため		
設置年月	別紙1のとおり		
構造規模等 耐用年数	別紙1のとおり		
開館時間 休館日等	開館時間 …… 午前9時から午後9時まで 休館日等 …… 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 1月2日, 1月3日および12月29日から12月31日までの日		
料金体系	別紙2のとおり 利用料金制の採用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
<b>1 指定管理者が行う業務の内容および実施状況</b>			
(1)管理業務			
①会館の使用許可および収納事務に関すること			
・使用の許可およびその他会館の使用に関する業務			
・使用料の徴収および収納に関する業務			
②会館の維持管理に関すること			
・各会館の鍵の保管と開閉, 各会館内外の清掃業務, ごみ処理業務, 館外の除雪・草刈り, 各会館の点検等			
③その他業務			
・庶務的業務, 経理業務, 市との連絡調整等			
(2)委託事業			
使用料収納事務委託			
(3)自主事業			
なし			
<b>2 市民サービス向上のためのその他の取り組み実績</b>			
町内会長と地域会館の利用等について, 意見交換を実施			

### 3 市民ニーズ把握の実施状況

・アンケート用紙を利用者に配布し、利用者ニーズの把握に努めた。

アンケート回収率 80.0%(アンケート配布数20 アンケート回収16)

満足度は概ね高く、7割以上が満足と回答。主な意見としては施設の老朽化に伴う改善要望や備品(机など)の軽量化を求める意見が6件あり。

### 4 施設の利用状況(利用者数・稼働率など)

#### ●平成25年度の月別利用日数, 利用者数

会館名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
元村	日数	1	0	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	8
	利用者数	30	0	116	90	0	0	0	0	15	0	0	0	251
富浦	日数	1	0	5	2	1	0	0	2	1	1	2	1	16
	利用者数	30	0	111	40	3	0	0	60	10	3	60	40	357
島泊	日数	2	0	2	1	0	0	0	0	1	0	1	2	9
	利用者数	80	0	38	8	0	0	0	0	10	0	10	56	202
新八幡町	日数	2	1	5	3	5	6	0	0	1	3	1	3	30
	利用者数	38	10	191	30	87	210	0	0	10	45	7	100	728
新浜町	日数	2	2	2	0	0	1	0	0	3	7	0	1	18
	利用者数	60	48	25	0	0	15	0	0	50	230	0	30	458
銚子	日数	5	0	8	1	0	0	1	0	0	0	3	2	20
	利用者数	238	0	404	90	0	0	10	0	0	0	203	250	1,195
合計	日数	13	3	27	8	6	7	1	2	7	11	7	9	101
	利用者数	476	58	885	258	90	225	10	60	95	278	280	476	3,191

#### ●年度別利用日数, 利用者数

会館名		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
元村	利用日数	12	12	14	12	8
	利用者数	340	361	646	594	251
富浦	利用日数	16	16	13	12	16
	利用者数	375	345	180	270	357
島泊	利用日数	12	12	7	8	9
	利用者数	173	299	136	150	202
新八幡町	利用日数	21	16	21	21	30
	利用者数	739	562	493	555	728
新浜町	利用日数	24	8	6	14	18
	利用者数	547	160	113	318	458
銚子	利用日数	19	30	25	18	20
	利用者数	902	1,665	1,164	1,172	1,195
合計	利用日数	104	94	86	85	101
	利用者数	3,076	3,392	2,732	3,059	3,191
使用料収入[円]		112,030	312,072	146,166	163,702	346,110

## 5 指定管理者の収支状況

(単位:円)

支出科目		年度				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収 入	委託料	2,669,000	2,669,000	2,669,000	2,846,000	2,846,000
	その他の収入	3,065	2,908	5,481	4,629	4,695
	雇用保険料	2,628	2,628	5,256	4,380	4,440
	預金利子	437	280	225	249	255
	合 計	2,672,065	2,671,908	2,674,481	2,850,629	2,850,695
支 出	人件費	888,264	892,249	892,249	899,497	936,469
	賃金	840,000	840,000	840,000	840,000	873,625
	共済費	12,264	16,249	16,249	14,497	14,844
	交通費	36,000	36,000	36,000	45,000	48,000
	旅費	4,000	2,000	2,000	2,000	4,000
	需用費	1,039,861	1,032,104	1,020,906	838,671	1,057,937
	光熱水費	699,487	655,463	681,283	616,283	736,148
	水道	170,436	116,040	114,356	113,434	108,023
	電気	491,195	484,851	478,448	448,418	470,017
	燃料(ガス)	23,996	36,932	41,439	35,321	40,543
	燃料(灯油)	13,860	17,640	47,040	19,110	117,565
	修繕費	229,773	335,941	200,720	90,820	184,336
	消耗品費	110,601	40,700	138,903	131,568	137,453
	役務費	63,170	46,830	44,745	119,615	218,750
	通信費	540	1,380	4,020	4,790	73,775
	浄化槽法定検査手数料	36,330	36,000	36,000	36,000	36,000
	汲み取り手数料	6,300	9,450	4,725	17,325	7,875
	保険料	0	0	0	0	28,000
	除雪費	20,000	0	0	61,500	73,100
	委託料	524,870	524,790	527,520	443,100	446,250
	浄化槽保守点検	399,500	399,420	399,420	304,500	304,500
	消防設備保守点検	125,370	125,370	128,100	138,600	141,750
	使用料及び負担金	151,900	173,935	130,661	178,146	71,825
	テレビ受信料	131,900	131,900	83,725	131,900	24,702
	テレビ組合負担金	20,000	20,000	27,000	27,000	27,000
	事務所使用料	0	22,035	19,936	19,246	20,123
	備品購入費	0	0	56,400	369,600	41,970
	予備費	0	0	0	0	0
	合 計	2,672,065	2,671,908	2,674,481	2,850,629	2,777,201
	当該施設の利用者一人当たり税金投入コスト	831	695	923	877	783

## 6 モニタリングの実施状況および指定管理者に対する改善指示等の実施状況

モニタリングの実施状況については、協定書等を遵守し適切に行っている。

(改善指示等の実施なし)

## 7 指定管理者に対する評価

### ①指定管理者の自己評価

区分	評価	評価の内容	課題と今後の対応
業務の履行状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	・利用の受付や許可は適正に行っている。 ・業務処理要項に基づき各施設・設備の点検・修繕を適切に行っている。	・施設・設備等の老朽化で、今後、多くの経費がかかると思われることから、計画的な修繕を行う必要がある。
サービスの質の状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	・従業員の接遇状況は適正に行っている。 ・苦情や要望に対し適正に対応している。 ・市民の平等利用を確保している。	・冬期間の利便性を確保するため、除雪体制の強化を図りたい。
団体の経営状況	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	・指定管理における事業収支は適正である。 ・管理経費節減の経営努力をしている。	特になし

### ②市の指定管理者に対する実績評価

区分	評価	評価の内容	課題と今後の対応
業務の履行状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	・協定書を遵守し適正に管理されている。	・施設の老朽化等により利用者に支障を来さないよう対応していきたい。
サービスの質の状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	・利用者からの要望に適正に対処している。	特になし
団体の経営状況	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	・経営状況に問題はない。	特になし

- A 協定書を遵守し、事業計画書および仕様書の水準以上がなされている。  
(事業収支、経営状況に問題はない)
- B 協定書を遵守し、事業計画書および仕様書の水準どおり行われている。  
(事業収支、経営状況の今後に注意を要する)
- C 協定書を遵守しているが、事業計画書および仕様書の水準をやや満たしておらず、課題がある。  
(事業収支、経営状況に早急な改善を要する)
- D 協定書や事業計画書に不履行がある。または、業務水準を満たしていない。

## 地域会館概要一覧

元村会館	所在地	函館市元村町114番地	完成年度	昭和52年度(52. 2. 21)
	規模	コンクリートブロック 平屋建 269. 46㎡	耐用年数	41年
	区分	研修室1, 和室3, 調理室1		
富浦会館	所在地	函館市富浦町135番地5	完成年度	昭和56年度(56. 1. 30)
	規模	木造モルタル 2階建 191. 97㎡	耐用年数	24年
	区分	集会室1, 遊戯室1, 和室1, 図書室1, 調理室1		
島泊会館	所在地	函館市島泊町111番地1	完成年度	平成元年度(元年. 12. 25)
	規模	木造 平屋建 137. 46㎡	耐用年数	24年
	区分	集会室1, 和室1, 調理室1		
新八幡町会館	所在地	函館市新八幡町71番地1	完成年度	平成4年度(4. 10. 20)
	規模	木造 平屋建 189. 27㎡	耐用年数	24年
	区分	集会室1, 和室1, 調理室1		
新浜町会館	所在地	函館市新浜町170番地2	完成年度	平成3年度(3. 12. 3)
	規模	木造 平屋建 181. 35㎡	耐用年数	24年
	区分	集会室1, 和室1, 調理室1		
銚子会館	所在地	函館市銚子町46番地2	完成年度	昭和52年度(52. 10. 30)
	規模	コンクリートブロック 平屋建 280. 61㎡	耐用年数	41年
	区分	研修室1, 和室4, 調理室1		

## 函館市元村会館および函館市銚子会館

(平成26年4月1日現在)

区分	時間区分	
	昼間 (午前9時から午後5時まで) 1時間につき	夜間 (午後5時から午後9時まで) 1時間につき
研修室	410円	620円
	(暖房使用時 492円) ＜うち暖房料 82円＞	(暖房使用時 744円) ＜うち暖房料 124円＞
相談室	310円	460円
	(暖房使用時 372円) ＜うち暖房料 62円＞	(暖房使用時 552円) ＜うち暖房料 92円＞
調理室	210円	310円
	(暖房使用時 252円) ＜うち暖房料 42円＞	(暖房使用時 372円) ＜うち暖房料 62円＞
和室	210円	310円
	(暖房使用時 252円) ＜うち暖房料 42円＞	(暖房使用時 372円) ＜うち暖房料 62円＞

## 備考

- 1 結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする。  
(暖房使用時 14,880円)
- 2 暖房を使用した場合は、この表の規定による使用料の額の2割に相当する額を徴収する。

# 函館市富浦会館

(平成26年4月1日現在)

区分	時間区分	
	昼間 (午前9時から午後5時まで) 1時間につき	夜間 (午後5時から午後9時まで) 1時間につき
集会室	410円	620円
	(暖房使用時 492円) <うち暖房料 82円>	(暖房使用時 744円) <うち暖房料 124円>
和室1	310円	460円
	(暖房使用時 372円) <うち暖房料 62円>	(暖房使用時 552円) <うち暖房料 92円>
和室2	210円	310円
	(暖房使用時 252円) <うち暖房料 42円>	(暖房使用時 372円) <うち暖房料 62円>
調理室	210円	310円
	(暖房使用時 252円) <うち暖房料 42円>	(暖房使用時 372円) <うち暖房料 62円>

## 備考

- 1 結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする。  
(暖房使用時 14,880円)
- 2 暖房を使用した場合は、この表の規定による使用料の額の2割に相当する額を徴収する。

# 函館市島泊会館，函館市新八幡町会館および 函館市新浜町会館

(平成26年4月1日現在)

区分	時間区分	
	昼間 (午前9時から午後5時まで) 1時間につき	夜間 (午後5時から午後9時まで) 1時間につき
集会室	410円	620円
	(暖房使用時 492円)  <うち暖房料 82円>	(暖房使用時 744円)  <うち暖房料 124円>
和室	310円	460円
	(暖房使用時 372円)  <うち暖房料 62円>	(暖房使用時 552円)  <うち暖房料 92円>
調理室	210円	310円
	(暖房使用時 252円)  <うち暖房料 42円>	(暖房使用時 372円)  <うち暖房料 62円>

## 備考

- 1 結婚式，葬祭等で全館を使用する場合は，1日につき12,400円とする。  
(暖房使用時 14,880円)
- 2 暖房を使用した場合は，この表の規定による使用料の額の2割に相当する額を徴収する。